手続きは以下の手続き可能施設で行ってください。

※どの窓口に行っていただいても手続きは可能ですが、利用したい施設がある地区公民館窓口に行っていただいた方が、スムーズに手続きができます。

手続きができる施設	利用したい施設
【打田生涯学習センター】 〒649-6417 住 所:紀の川市西大井363番地 電話番号:0736-77-3140	【打田地区】 打田地区公民館 【粉河地区】
【粉河ふるさとセンター】 〒649-6531 住 所:紀の川市粉河580番地 電話番号:0736-73-3312	粉河地区公民館 粉河ふるさとセンター リハーサル室 【那賀地区】 那賀地区公民館
【 那賀総合センター 】 〒649-6631 住 所:紀の川市名手市場1456番地 電話番号:0736-75-2221	【桃山地区】桃山地区公民館ふれあいコミュニティセンター
【桃山会館】 〒649-6112 住 所:紀の川市桃山町調月384 電話番号:0736-66-2288	【貴志川地区】 貴志川地区公民館 貴志川生涯学習センター リハーサル室 一丸栖コミュニティセンター
【貴志川生涯学習センター】 〒640-0415 住 所:紀の川市貴志川町長原447番地1 電話番号:0736-64-2273	東貴志コミュニティセンター 西貴志コミュニティセンター 中貴志コミュニティセンター
【ふれあいコミュニティセンター】 〒649-6124 住 所:紀の川市桃山町市場1番地2 電話番号:0736-66-1107	ふれあいコミュニティセンター ※使用料金の手続きに対応できません。桃山会館にお問い合わせください。
【丸栖コミュニティセンター】 〒640-0401 住 所:紀の川市貴志川町丸栖658番地 電話番号:0736-64-7270	丸栖コミュニティセンター ※使用料金の手続きに対応できません。貴志川 生涯学習センターにお問い合わせください。

【東貴志コミュニティセンター】 〒640-0422 住 所:紀の川市貴志川町岸小野180番地 電話番号:0736-64-3877	東貴志コミュニティセンター ※使用料金の手続きに対応できません。貴志川 生涯学習センターにお問い合わせください。
【西貴志コミュニティセンター】 〒0736-65-2211 住 所:紀の川市貴志川町長山24番地 電話番号:0736-65-2211	西貴志コミュニティセンター ※使用料金の手続きに対応できません。貴志川 生涯学習センターにお問い合わせください。
【中貴志コミュニティセンター】 〒640-0412 住 所:紀の川市貴志川町上野山28番地 電話番号:0736-65-1155	中貴志コミュニティセンター ※使用料金の手続きに対応できません。貴志川 生涯学習センターにお問い合わせください。

ただし、下記指定施設につきましては、指定窓口にて手続きを行ってください。

指定窓口	指定施設
【指定施設】	【指定施設】
粉河ふるさとセンター	粉河ふるさとセンター
〒649-6531	大ホール・楽屋A・楽屋B・小ホール
住 所:紀の川市粉河580番地	
電話番号:0736-73-3312	
【指定施設】	【指定施設】
貴志川生涯学習センター	貴志川生涯学習センター
〒640-0415	大ホール・エントランスホール・展示ホー
	7.0
住 所:紀の川市貴志川町長原447番地1	ル・楽屋1・楽屋2・楽屋3